

〔京都学園法学 2010年 第2号〕

## 《論 説》

# スリランカ：連邦党の結成と タミル・ナショナリズム —1956年総選挙までの展開—

松 田 哲

## はじめに

1948年にイギリスから独立を遂げたスリランカが、最も大きな社会的変容を経験したのは、1956年の第3回総選挙前後の時期であった。「スリランカの公用語をどの言語にするのか」という問題をめぐって争われたこの選挙が、シンハラ語だけを公用語にするという「シンハラ・オンリー（Sinhala Only）政策」を熱狂的に受け入れたシンハラ人と、それに対して猛烈な反発をみせたタミル人の間に、解消不可能なほどの深刻な対立関係を生み出してしまったからである。そして、その後の数年間は、シンハラ・オンリー政策によって覚醒したシンハラ・ナショナリズムとタミル・ナショナリズムとが激しくぶつかり合い、両民族の対立関係が固定化していく時期となった。本稿は、この2つのナショナリズムのうち、これまであまり論じられてこなかったタミル・ナショナリズムの発生について論じるものである<sup>1)</sup>。なお、その際に焦点を当てるのは、スリランカ・タミル人国会議員のチェルバナヤーカム（Samuel James Velupillai Chelvanayakam, 1898-1977）によって1949年12月に結成され、第3回総選挙後にタミル人を代表する政党となり、もってタミル・ナショナリズムの旗振り役を

---

1) シンハラ・ナショナリズムの発生、および、その第3回総選挙までの展開については、以下で論じている。拙稿「スリランカ内戦と公用語政策—1956年の総選挙までを中心に」『京都学園大学法学部二十周年記念論文集 転換期の法と文化』所収（法律文化社、2008年）。

演じるようになる連邦党（Federal Party, FP [タミル語では、Ilankai Tamil Arasu Kadchi, ITAK]）である。

以下、第1節では、連邦党が結成された理由について、独立直後のスリランカで制定されたインド・タミル人<sup>2)</sup>に対する差別的立法との関わりから論じる。第2節では、連邦党の基本方針を、主として1951年に開催された第1回全国党大会における決議を検討することにより明らかにする。さらに第3節では、連邦党の支持基盤について「タミル語を話す人々」の連帯という観点から考察を加える。そして最後に、第3回総選挙における連邦党の躍進に簡単に触れながら以上の議論をまとめることにより、本稿を締め括ることとしたい。

## 第1節 連邦党結成の背景

——インド・タミル人に対する差別的立法とタミル人内部の対立——

植民地支配末期から1956年にかけてのスリランカにおいて、タミル人の利益を政治的に代弁してきた政党は、G・G・ポンナンバラム（Ganapathipillai Gangesar Ponnambalam, 1901-77）率いる「タミル人会議（Tamil Congress, TC [1944年結成]）」であった。他方、連邦党は、そのタミル人会議を離党したチェルバナヤーカムによって、1949年12月に結成された政党である。

チェルバナヤーカムがタミル人会議を離党して連邦党を結成するに至った背景には、2つの要因が存在していた。ひとつには、独立後のスリランカ国会において、インド・タミル人の国籍と選挙権とを剥奪する法案が相次いで可決されたことである。そのような立法措置を主導したのは、D・S・セーナナーヤカ率いる統一国民党（United National Party, UNP）政権であった。そして、ふたつには、そのような差別的立法措置に対して、タミル人会議のリーダーであるポンナンバラムが異議を唱えなかったことである。しかも、さらにポンナンバラムは、セーナナーヤカの誘いを受けて入閣し、統一国民党政権を支える閣僚

---

2) 本稿では、インド・タミル人が議論の対象となっている場合にはインド・タミル人と、スリランカ・タミル人が議論の対象となっている場合にはスリランカ・タミル人と表記することとし、両タミル人が対象に含まれる場合には、タミル人と表記することとしたい。

となってしまったのである。チェルバナヤークムは、以上の2点に反発してタミル人会議を離党し、連邦党を結成したのであった。

そこで本節では、連邦党が結成された背景を明らかにするために、まず、インド・タミル人の国籍と選挙権とを剥奪した法律がどのようなものであったのかを詳細にみていくこととする。そのうえで、そのような立法措置が成立しえた背景にどのような要因があったのかを考えていくこととしたい。

### (1) インド・タミル人に対する差別的立法の詳細

イギリスから独立する直前（1946年）のスリランカにおける民族構成を総人口に占める割合でみると、シンハラ人が69.4%、タミル人が22.7%、スリランカ・ムスリムが5.6%、その他が2.3%であった（表1）<sup>3)</sup>。このうちシンハラ人については、キャンデイ（Kandy）を中心とするセイロン島内陸部に居住する高地シンハラ人（スリランカの総人口に占める割合は25.8%）と、コロンボ（Colombo）を中心とする沿岸部に居住する低地シンハラ人（同43.6%）に分けられる。タミル人については、紀元前にセイロン島に来島し、セイロン島の北部地域と東部地域に居住するようになったスリランカ・タミル人（同11.0%）と、19世紀にプランテーション労働者として来島し、セイロン島内陸部の中央高地に居住するようになったインド・タミル人（同11.7%）<sup>4)</sup>に分けられる。なお、本稿で論じるタミル・ナショナリズムは、主としてスリランカ・タミル人によるものである。

以上のような複雑な民族構成を抱えるスリランカではあったが、イギリス植民支配下においては、これらすべての民族がイギリス国籍の保有者であった。インド・タミル人もイギリス国籍の保有者であり、シンハラ人、スリランカ・

3) スリランカの民族構成については、上記拙稿の「I. スリランカの民族構成とその特徴」を参照。

4) 近年では、インド・タミル人に代わって高地タミル人（Up Country Tamil）という呼称が用いられるようになりつつある。スリランカで生まれた者が増えるなどして、インド生まれであることを示唆する呼称が実態に合わなくなってきたからである。独立後のインド・タミル人の動向については、以下が参考になる。川島耕司「独立後スリランカにおけるインド・タミル人と政治」『スリランカと民族：シンハラ・ナショナリズムの形成とマイノリティ集団』所収（明石書店、2006年）。

表1 1946年におけるスリランカの民族構成（万人）

民族	人口 (%)
シンハラ人 <sup>a</sup>	462.05 ( 69.40)
低地シンハラ人	290.25 ( 43.59)
高地シンハラ人	171.80 ( 25.80)
タミル人 <sup>b</sup>	151.43 ( 22.74)
スリランカ・タミル人	73.37 ( 11.02)
インド・タミル人	78.06 ( 11.72)
スリランカ・ムスリム	37.36 ( 5.61)
その他 <sup>c</sup>	14.89 ( 2.23)
合計	615.73 (100.0)

出典：Statistical Abstract of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka 2003 (Colombo: Department of Census and Statistics, 2003), p. 54, Table 2.8. から作成。

a) 低地シンハラ人と高地シンハラ人の区別は、その後、1981年に廃止される。b) スリランカ・タミル人とインド・タミル人の区別は、1911年に導入された。c) 先住民であるウェッタ (Vedda)、植民地期に来島したヨーロッパ人（主にオランダ人）との混血であるバーガー (Burgher) など。

タミル人、あるいはスリランカ・ムスリムらと何ら異なることはなかった。選挙権についても基本的には同様で、植民地支配下の1931年に施行された「ドノモア憲法 (the Donoughmore Constitution)<sup>5)</sup>」によって、インド・タミル人を含むすべての民族が普通選挙権を与えられていた（ただし、インド・タミル人に対しては、セイロン島に5年以上居住していることが条件とされていた<sup>6)</sup>）。ところが、

5) ドノモア憲法は、1927年にイギリス政府によって指名されたドノモア委員会 (the Donoughmore Commission) の進言によって制定されたものである。そこでは、国家評議会 (the State Council) の創設による植民地自治制度の確立、その国家評議会議員の普通選挙制による選出などが定められていた。特に後者は、すべての成人男女 (21歳以上) に普通選挙権を認めるという、極めて先進的な内容を有する改革となった (当初は30歳以上の女性に選挙権を与えるという案であったが、男性と同じ21歳で与えることに改められた)。この改革により、スリランカにおける有権者総数は20万人から250万人 (1936年) へと一気に増加したといわれる (当時の人口は約400万人)。なお、イギリス本国でさえ、男女普通選挙制度が採用されたのは1928年のことであったから、スリランカにおける改革は極めて先進的なものであったといえる。

6) William Howard Wriggins, *Ceylon: Dilemmas of a New Nation* (Princeton: Princeton University Press, 1960), p. 220. 移民であるインド・タミル人に対して参政権を付与することについては、シンハラ人からの反対が大きかった。なお、インド・タミル人がプランテーション労働

スリランカ初代首相のD・S・セーナナーヤカ（Don Stephen Senanayake, 1884-1952）のもとで制定された3つの法律——セイロン国籍法、インドおよびパキスタン住民（国籍）法、セイロン（国会選挙）修正法——によって、インド・タミル人が保有していた国籍と選挙権は、すべて剥奪されてしまうのである<sup>7)</sup>。

この出来事は、連邦党が結成されるきっかけとなっただけでなく（後述）、独立後のスリランカにおいて頻繁にみられるようになる、タミル人に対する差別的措置の先駆けをなすものでもあった。以下、3つの法律について詳しくみておくことにしよう。

#### (ア) 「セイロン国籍法」

最初の法律は、スリランカが独立したことによって制定されることになった、「セイロン国籍法（Ceylon Citizenship Act No. 18 of 1948<sup>8)</sup>）」である（1948年8月に成立、同年11月15日に施行）。これは、スリランカ国籍の取得要件に関する法律であり、「血統にもとづく権利（right of descent）」あるいは「登録による効果（virtue of registration）」による場合にのみ、国籍の取得が可能であると定めるものであった（第2条）。ところが、この法律の規定を詳細にみていくと、総人口の約11%を占めるインド・タミル人のスリランカ国籍の取得を、事実上、不可能にするような規定になっていた。そのため、独立直後のスリランカ国会は、

---

者としてセイロン島に最初にやって来たのは1818年のことである。その後、インド植民地政府は1938年にインド人労働者の移民を禁止した。

7) たとえば以下を参照。Wriggins, *op. cit.*, pp. 224-6. Satchi Ponnambalam, *Sri Lanka: The Tamil Liberation Struggle* (London: Zed Books, 1983), pp. 75-9. Amita Shastri, "Estate Tamils, the Ceylon Citizenship Act of 1948 and Sri Lankan politics," *Contemporary South Asia*, Vol. 8, No. 1, 1999. Kenneth D. Bush, *The Intra-Group Dimensions of Ethnic Conflict in Sri Lanka: Learning to Read between the Lines* (New York: Palgrave Macmillan, 2003), pp. 75-83. Nira Wickramasinghe, *Sri Lanka in the Modern Age: A History of Contested Identities* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2006), pp. 171-6. Valik Kanapathipillai, *Citizenship and Statelessness in Sri Lanka: The Case of the Tamil Estate Workers* (London: Anthem Press, 2009), pp. 39-70.

8) スリランカという国名が採用されるのは1972年のことである。本稿では、それ以前の時期についてもスリランカという国名を用いているが、ここでは法律名に合わせてセイロンという国名を用いることにする。

この法案をめぐる紛糾することになったのであった。

まず、「血統」にもとづく場合の規定についてみると、以下のように定められていた<sup>9)</sup> (傍点筆者)。なお、条文中の「指定期日 (the appointed date)」は、同法第28条(1)により、施行日の1948年11月15日に定められている。

第4条(1): 指定期日より前にセイロン国内で生まれた者は、以下の場合には、血統にもとづくセイロン国籍保有者の地位にあるものとする。(a)その父がセイロン生まれである場合、もしくは、(b)父方の祖父と曾祖父とがセイロン生まれである場合。

第4条(2): 指定期日より前にセイロン国外で生まれた者は、以下の場合には、血統にもとづくセイロン国籍保有者の地位にあるものとする。(a)その父と父方の祖父とがセイロン生まれである場合、もしくは、(b)父方の祖父と曾祖父とがセイロン生まれである場合。

第5条(1): 指定期日もしくはそれ以後にセイロン国内で出生した者は、出生時にその父がセイロン国籍保有者である場合には、血統にもとづくセイロン国籍保有者の地位にあるものとする。

第5条(2): 指定期日もしくはそれ以後にセイロン国外で出生した者は、出生時にその父がセイロン国籍保有者である場合には、出生後1年以内もしくは正当な事由にもとづき大臣が承認した期間内に所定の方法により出生登録をした場合には、血統にもとづくセイロン国籍保有者の地位にあるものとする。

これらの規定をみると、指定期日以前に生まれた者については、①その者がセイロン国内で生まれた場合には、その「父」がセイロン生まれであるか、あるいは、「父方の祖父と曾祖父」とがセイロン生まれでなければ国籍を取得することができず (第4条(1))、②その者がセイロン国外で生まれた場合には、その「父と父方の祖父」とがセイロン生まれであるか、あるいは、もうひと世代さかのぼって、「父方の祖父と曾祖父」とがセイロン生まれでなければ国籍を取得することができない (同条(2))、ということになっている。つまり、本人を含めて少なくとも2世代以上スリランカに居住していなければ、血統にもとづ

---

9) 法律の全文は、以下に収録されている。Avtar Singh Bhasin (ed), *India-Sri Lanka: Relations and Sri Lanka's Ethnic Conflict Documents 1947-2000, Vol. II* (New Delhi: India Research Press, 2001), pp. 552-62.

く国籍を取得することはできないという仕組みである。<sup>10)</sup> むろん、これでは、移民が主であるインド・タミル人が国籍を取得することは困難となる。これは、シンハラ人、スリランカ・タミル人、スリランカ・ムスリム、バーガーなどが、この法律によって血統による国籍を自動的に取得できたのとは大きな違いであった。

また、仮に上述の①と②のいずれかの要件をクリアーしたとしても、国籍申請者に対しては、祖先がセイロン生まれであることを証明する書類を提出することが求められていた。しかし、セイロン島において出生登録が義務づけられるようになったのは1885年から87年にかけてのことであり、それがセイロン島全域で実施されるようになったのも、ようやく1920年代に入ってからである。<sup>11)</sup> それゆえ①と②のいずれかをクリアーした場合であっても、移民が主であるインド・タミル人にとっては、祖先がセイロン生まれであることを証明するのは難しいことであった。<sup>12)</sup> ましてや、その大半が文字の読み書きのできないインド・タミル人にとっては、書類を提出することさえもが困難を極める作業であったから、書類の提出を求めるという手続き自体が、インド・タミル人を最初から除外する様なものでもあった<sup>13)</sup>（この点は、登録による申請、あるいは後述の法律についてもいえることである）。

さらに、第5条(1)と(2)によると、指定期日以降に生まれた者であっても、父がセイロン国籍保有者でなければ血統にもとづく国籍を取得することは不可能であった。そして、その父がセイロン国籍を取得できるかどうかは第4条による国籍の取得が可能かどうかによるのであるから、結局、インド・タミル人にとっては、第5条による国籍の取得は困難になる。つまり以上からいえるのは、第4条および第5条の規定のもとで「血統」にもとづく国籍を取得することは、インド・タミル人にはほぼ不可能であったということである。

---

10) 国籍の取得要件が本人の出生地ではなく祖先の出生地であるという、奇妙な規定でもあった。Ponnambalam, *op. cit.*, p.75.

11) Kanapathipillai, *op. cit.*, p.42.

12) 当時、法案提出者であるD・S・セーナナーヤカ首相であっても、自らがセイロン出身であることを証明するのは不可能だと揶揄されていた。川島, 前掲書, 190頁。

13) Wickramasinghe, *op. cit.*, p.171.

では、もうひとつの国籍取得方法である「登録」による場合の規定については、どのように定められていたのでしょうか。第11条では、以下の要件を満たした者にのみ、登録による国籍申請が認められると規定されていた（傍点筆者）。

第11条(1)(b) i) : 血統にもとづくセイロン国籍の保有者であるか保有者であった母をもつ者、もしくは、指定期日まで存命であった場合にはセイロン国籍保有者であったはずの母をもつ者で、かつ、既婚者の場合には7年間、未婚者の場合には10年間、申請の日まで継続してセイロンに居住している者。

同(b) ii) : セイロン国籍保有者の父をもつ者で、かつ、第5条(2)にもとづいて出生登録がなされていた場合にはセイロン国籍保有者であったはずの者。

同(b) iii) : 申請者の出生時、もしくはそれ以前にセイロン国籍の保有者であったにもかかわらず、第20条（国籍放棄）によりセイロン国籍を放棄した父をもつ者。

この規定から分かるのは、登録による申請が可能になるためには、母もしくは父がセイロン国籍の保有者でなければならないということである。しかし、すでにみたように、インド・タミル人にとっては、「血統にもとづく国籍取得」はほぼ不可能であった。よって、第11条に示された要件をインド・タミル人がクリアすることも、ほぼ不可能となる。その結果、インド・タミル人には、「登録による国籍取得」も困難な作業になってしまうのである。

このようにみえてくると、インド・タミル人がセイロン国籍を取得することは、「セイロン国籍法」のもとではほぼ不可能であったことが分かる。「血統にもとづく場合」であろうと「登録による場合」であろうと、その双方において困難だったのである。そこで、インド・タミル人に対して「登録による国籍取得」の道を別の形で設けるべく、新たな法律が定められることになった。それが、2つめの法律である「インドおよびパキスタン住民（国籍）法」（Indian and Pakistani Residents (Citizenship) Act No. 3 of 1949）である。あわせて3つめの法律である「セイロン（国会選挙）修正法」についてもみておこう。

(イ) 「インドおよびパキスタン住民(国籍)法」と「セイロン(国会選挙)修正法」



まず、「インドおよびパキスタン住民（国籍）法」（1949年2月制定、同年8月5日施行）<sup>14)</sup>についてである。この法律は、「セイロン国籍法」の上述の様な欠点を受けて制定されたにもかかわらず、インド・タミル人による「登録による国籍取得」の可能性を、著しく狭めるような法律であった。なぜなら、登録による国籍取得の申請資格を有する者が、極めて厳格な要件を満たす者だけに限られていたからである。

申請資格を有する者は、まず、第3条(1)と(2)によって、未婚者・離婚者・未亡人の場合には10年以上、既婚者の場合には7年以上、1946年1月1日以前にスリランカに継続的に居住していること、という要件を満たす者だけに限定されていた。そのうえでさらに、生計を支えるのに十分な額の収入や仕事があること（第6条(2)i）、申請者が既婚男性の場合には、結婚後1年以内に同居を開始した妻が、それ以降、国籍の取得申請日まで継続してスリランカに居住していること（同(2)ii）、スリランカの法律を遵守できないような行為無能力者ではないこと（同(2)iii）、スリランカ国籍を取得した後に他国の国籍を放棄すること（同(2)iv）、などが要件として課されていた。そして、上記すべての要件を満たしているかどうかは、宣誓供述書とともに提出される、所定の書式による書類にもとづいて審査されることになっていた（第7条）。しかも、申請期間は指定日から2年の間に限定され、それ以降は申請を受理しないことになっていた（第5条）（申請期限は、第24条により、法律施行日の1951年8月5日と定められていた）。このように、申請資格を有する者になるためだけでも、極めて厳格な要件をクリアしていなければならなかったわけである。

しかし、仮にこれらの要件をクリアしていたとしても、識字者の少ないインド・タミル人にとっては、様々な書類を作成すること自体が非常に困難であった。<sup>15)</sup>それは、「セイロン国籍法」の場合と同様である。それゆえ、申請期限の時点でスリランカに居住していた82万5000人のインド・タミル人のうち、実

14) 法律の全文は、以下に収録されている。Bhasin, *op. cit.*, pp. 562-73.

15) たとえば、インド出身であることを証明する書類、収入の明細書等を提出する必要があった。川島、前掲書、190頁。

際に国籍を申請することができたのは、わずか23万7034人（約29%）に過ぎなかった。厳しい審査の後に実際に国籍が付与された人数もわずか13万4188人（約16%）に過ぎず、結局のところ、84%ものインド・タミル人がセイロン国籍を取得できなかつたのであつた。<sup>16)</sup>

さて、上述の2法律によってセイロン国籍を得ることができなかつたインド・タミル人に対する一連の措置の仕上げは、1949年に制定された「セイロン（国会選挙）修正法」（Ceylon [Parliamentary Elections] Amendment Act No. 48 of 1949）によって行われた。この法律は、有権者登録の資格を有する者を国籍保有者に限定することを定めた法律であつた。それゆえ、ドノモア憲法によって選挙権を付与されていたインド・タミル人の大半は、国籍を取得できないか、あるいは審査中であるがゆえに、1931年以来有していた選挙権を剥奪されることになってしまったのであつた。インド・タミル人は、以上3つの法律の制定を通じて、独立後間もなくして選挙権をもたない無国籍者の地位におとしめられてしまったのであつた。インド・タミル人を狙ひ撃ちにしたと非難されてもおかしくないような、極めて異常な立法措置であつたといえるだろう。<sup>17)</sup>

## (2) 差別的立法に対するチェルバナヤーカムの批判

上述のような3つの法律が制定された結果として国籍と選挙権を喪失した者のほとんどは、インド・タミル人であつた。それゆえスリランカ国会においては、これらの法案を提出したD・S・セーナナーヤカ政権に対する厳しい批判が、タミル人国会議員の側から提起されることになった。たとえば、後に連邦党を結成することになるチェルバナヤーカムは、「インドおよびパキスタン住民（国籍）法」に関する国会審議（1948年12月10日）に際し、セーナナーヤカ首

16) 国籍が付与されたのは、申請から11年後の1962年のことであつた。A. Jeyaratnam Wilson, *Politics in Sri Lanka 1947-1973* (London: Macmillan, 1977), pp. 30-2.

17) インド憲法（1950年）の規定によると、外国に居住しているインド人は、当該国の国籍保有者とされる。それゆえに、インドからみると、スリランカに居住するインド・タミル人はスリランカ国籍の保有者だということになる。しかるに、スリランカに居住するインド・タミル人のほとんどがスリランカ国籍を取得できなかったわけであるから、インド国籍をもてない以上は無国籍者ということになってしまう。これ以降、スリランカとインドの間では、無国籍者となったインド・タミル人の処遇が、外交上の問題に発展していくことになる。

相に対して、「この法律は、現政権が関心を抱いている、極めて差別的な法律のひとつである」との猛烈な批判を行っている。この批判演説は、連邦党の党是とも重なるようなチェルバナヤークムの主張を明確な形で表現しているもの<sup>18)</sup>でもあるので、要点部分を抜粋しておくこととしたい。

「最も重要なのは、この問題が、コミュニティ間の紛争の問題であるという事実である。……コミュニティに不利に作用するような活動がある限り、また、そのようなコミュニティがマイノリティのコミュニティである限り、それらのコミュニティは、自衛 (self-protection) のために、自らをコミュニカルな方法で (in a communal way) 結束しなければならない。…インド人のコミュニティ (the Indian community [筆者注：インド・タミル人のこと]) に対する法制化が終了する頃には、セイロン・タミル人 (Ceylon Tamil [筆者注：スリランカ・タミル人のこと]) に対する同様の議論がなされるようになるだろう。」

「移民の問題は、コミュニティ間の正義と公正の原則にもとづいて解決されなければならない。もしも首相がそのようにしないのなら、コミュニカルな闘争 (struggle) を悪化させることになるか、場合によってはコミュニティを破壊するかのいずれかになるだろう。……インド・タミル人は、自らのコミュニカルなアイデンティティを失いたくないのである。……どのようなコミュニティであっても、とりわけそれがマイノリティのコミュニティである場合には、そのコミュニティにとっての利益 (interest) ——すなわち民族的一体性 (the integrity of its race)、文化的一体性 (the integrity of its culture) を維持する権利が与えられて然るべきである。……それゆえにこの法律は、インド・タミル人のコミュニティだけでなく、あらゆるマイノリティのコミュニティに対する甚大な不正義だといってよい。……首相が狙い撃ちにしようとしているコミュニティは、(筆者注：シンハラ人コミュニティに害を及ぼしかねないほどに) 多くの人口を有するコミュニティ、すなわちスリランカ・タミル人 (the Tamils)、インド・タミル人 (the Indians)、スリランカ・ムスリム (the Coast Moors) のコミュニティである。……首相は、現時点では私達 (筆者注：スリランカ・タミル人のこと) を狙い撃ちにしようとはしていない。しかし、一連の法制化の次にくると思われる言語問題 (傍点筆写) が議題にあがるとき、私達は、どのようなことが起きるかを知ることになるだろう。ことによると言語の問題は、そのような法制化の最後のものではないかもしれない。しかし、

18) 全文は、以下に収録されている。Bhasin, *op. cit.*, pp. 541-6.

それが何であるにせよ、この法案は、コミュニティ間の問題に関する意見の違いと難しさを解決するときに依拠すべき、最重要の原則を無視したものである。そうであるがゆえに、私は、この法案に反対するのである。

以上のようなチェルバナヤークムの批判演説全体を貫いているのは、審議されている法案にみられる不正義と不公正に対する怒りである。弁護士でもあるチェルバナヤークムにとっては、法制化を通じた「合法的」な差別措置は、許し難い不正義と映ったのであろう。また、この演説でさらに印象的なのは、シンハラ人による差別的措置がスリランカ・タミル人に対して実施されるようになるであろうことを予期しているかのような発言が、演説の随所で繰り返されていることである。特に、2つめの抜粋の後段で言語問題に触れている箇所では、シンハラ・オンリー政策を予見するかの様なことだけでなく、それが最後のものではないかもしれないということまでもが述べられている。あたかもチェルバナヤークムには、1956年の第3回総選挙の際に生じることが、さらにはその後引き続きことになるスリランカ・タミル人の二流国民化が、覚悟されていたかのようなのである。

しかし、1930年代以降にインド・タミル人を対象とする移民排斥運動が活発化する傾向にあったスリランカでは、このような強い批判をもってしても、上述のような法制化の動きを食い止めることはできなかった。これ以後のスリランカにおいて幾度となく繰り返されることになる、「ウエストミンスター型議会民主政治における、多数派による少数派の権利の蹂躪」<sup>20)</sup>という構図であった。

### (3) 差別的立法が成立した背景——民族間対立と民族内対立——

ここでは、上述のような3法の法制化が実際に可能となった背景に、どのよ

---

19) 1930年代に入ると、植民地支配期の立法機関であった国家評議会においても、インド・タミル人の排斥を目的とする差別的な立法措置が採択されるようになっていた。独立後における一連の法制化は、この流れの延長線上に位置づけられるものでもある。詳しくは、以下を参照。川島、前掲書の第3、4、5章。Shastri, *op. cit.* pp. 68-71.

20) Bush, *op. cit.*, p. 83.

うな要因があったのかをみておくこととしたい。まず、高地シンハラ人とインド・タミル人の対立について、次に、スリランカ・タミル人とインド・タミル人の対立についてみていこう。

#### (ア) 高地シンハラ人とインド・タミル人の対立

高地シンハラ人は、キャンディ（Kandy）を中心とするセイロン島内陸部に居住するシンハラ人であり、イギリスの植民地支配に最後まで抵抗したキャンディ王国の末裔として、スリランカの伝統を受け継ぐ「由緒正しき名士」とでもいった意識をもつ人々であった。それに対してインド・タミル人は、セイロン島内陸部の中央高地に居住し、そこに広がるプランテーション経済を支える労働者として暮らす人々であった。インド・タミル人が中央高地のプランテーションに移り住んできたのは1810年代末以降のことであるが、栽培作物がコーヒーから紅茶に切り替わっていった1870年代頃からは、移民後に定住を始めるインド・タミル人が急激に増加していった<sup>21)</sup>。その結果として生じるようになった両者の対立の背景には、土地所有をめぐる利害に関わる要因と、政治的代表権をめぐる利害に関わる要因とがある。

第1に、土地所有をめぐる利害関係についてである。そもそも高地シンハラ人は、インド・タミル人によって支えられるプランテーション経済の拡大に対して良い感情を抱いてはいなかった。なぜならば、それが、高地シンハラ人が伝統的に重視し続けてきた土地所有の在り方に、大きな変化を引き起こすものであったからである。19世紀中葉から20世紀初頭にかけてのスリランカでは、植民地経済の運営に占めるプランテーション経済の重要性が増すばかりであっ

---

21) 今ではスリランカのプランテーションで栽培される作物といえば紅茶のイメージがあるが、1820年代に開発が始まるプランテーションで最初に栽培されていた作物はコーヒーであった。紅茶栽培は、1869年にコーヒーの病気が広まり始めて以降に広まったものである。コーヒー栽培の場合には、7月から12月にかけての季節労働が重要であり、インド・タミル人の出稼ぎ労働者は、その季節が終わると帰国するのがほとんどであった。それに対して紅茶栽培の場合には、1年を通じた過酷な労働が必要であったため、インド・タミル人の定住が急速に進むことになったのであった。たとえば以下を参照。川島耕司「インド人移民 受容から排斥へ」杉本良男編『アジア読本 スリランカ』（河出書房新社、1998年）所収、288-90頁。なお、インド・タミル人労働者が必要になったのは、高地シンハラ人がプランテーション労働に従事することを嫌ったためといわれる。

た。その結果、中央高地におけるプランテーションの規模も拡大の一途をたどることになり、無主地はおろか、高地シンハラ人が所有してきた土地までもが、新たなプランテーションを建設するために安価に売り出されたり取り上げられたりするような事態となっていた。しかるに農民カーストであるゴイガマ (goyigama) に所属する者が80%近くを占める高地シンハラ人は、土地所有をある種のステイタスとして重視する傾向が強かったため、このような土地所有の変化に対して大きな不満を覚えるようになっていた。むろん、そのような土地所有の変化は、イギリス植民地行政によってイギリス資本主義の発展のため<sup>22)</sup>に行われたことであるから、インド・タミル人には責任のないことのはずである。しかし、高地シンハラ人が抱いたそのような不満は、プランテーション経済を支えるインド・タミル人への嫌悪感につながっていったのであった。<sup>24)</sup>

第2に、政治的代表的権をめぐり利害関係についてである。移民後に定住を始めるインド・タミル人の数が急激に増加していったことについてはすでに述べた通りであるが、その結果としてセイロン島中央高地部の総人口に占める高地シンハラ人の割合が低下していくと、国家評議会議員選挙において、高地シンハラ人が自民族候補を議員に当選させることが難しくなってしまった。インド・タミル人が多数居住する選挙区では、インド・タミル人の議員が選出されることも生じるようになり、そのことが、高地シンハラ人とインド・タミル人の間に、中央高地部における政治的代表的権の獲得をめぐる争いを引き起こすことになった。

また、インド・タミル人は、1939年7月にインド・タミル人の利益を代弁する政党である「セイロン・インド人会議 (Ceylon Indian Congress, CIC)<sup>25)</sup>」を結成

---

22) Wilson, *Politics in Sri Lanka*, pp. 39-40. K. M. de Silva, *Managing Ethnic Tensions in Multi-Ethnic Societies: Sri Lanka 1880-1985* (Lanham: University Press of America, 1986), p. 19.

23) Ambalavanar Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism in Sri Lanka* (New Delhi: South Asian Publishers, 1996), p. 75.

24) なお、この時期には、プランテーション経済の発達にともなって、低地シンハラ人が高地シンハラ人の居住する地域で活発な経済活動を行うようにもなっていた。高地シンハラ人は、このことに対しても嫉妬と憤りを感じていたといわれる。de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, p. 19.

25) セイロン・インド人会議は、インドのネルー (Jawaharlal Nehru) の指導のもとに結成された

し、自らの政治的影響力の拡大に務めるようにもなっていた。プランテーション労働者であるインド・タミル人の擁護を目指すセイロン・インド人会議は、共産党などの左翼政党とも良好な関係にあり、1939年から翌年にかけて実施された25ものプランテーションにおける武装ストライキにおいてはその指導を行うなど、活発な労働運動を実施するようにもなっていた。そのような活動が実を結んだ結果、セイロン・インド人会議は、スリランカの独立直前に行われた第1回総選挙（1947年）において、擁立したインド・タミル人候補7人のうち、6人を当選させることに成功するほどの躍進ぶりをみせたのである。<sup>26)</sup>

むろん、セイロン・インド人会議のこのような躍進ぶりは、高地シンハラ人政治家達をして、インド・タミル人の有する政治的影響力——議会外における左翼的革命運動と議会内における親左翼的な政治活動——に対する警戒心を強化させるのに十分なものであった。<sup>27)</sup>そして、そのようなインド・タミル人の政治的影響力を無化するために取り得る最も確実な方法が、インド・タミル人の国籍と選挙権とを剥奪することだったわけである。このような観点からみた場合には、独立直後に実施された一連の差別的立法措置は、高地シンハラ人の政治力の確保を目的とするものであったといつてよいであろう。

#### (イ) スリランカ・タミル人とインド・タミル人の対立

次に、スリランカ・タミル人とインド・タミル人の対立についてである。上述3法案の審議過程においては、同じタミル人であるはずのスリランカ・タミル人国会議員の多くが、立法措置に賛成する側に立っていた。このような行動の背景にあったのは、次の2点である。

第1点は、カーストの違いに起因する差別意識である。インド・タミル人は、

---

政党である。その後、1954年に「セイロン労働者会議（Ceylon Workers Congress, CWC）」に名称を改め、現在に至っている。セイロン労働者会議の指導者は、プランテーション経営者の父をもつ、インド・タミル人のサウミヤムルティ・トンダマーン（Saumiamoorthy Thondaman, 1913-99）であった。

26) 第1回総選挙の結果については表3を参照。また、民族別にみた議席獲得数については表4を参照。

27) Bush, *op. cit.*, p. 80.

スリランカ・タミル人よりも低位のカーストに属しており<sup>28)</sup>、その半数近くが不可触民 (Untouchable) であったといわれている。そして、そのことが、スリランカ・タミル人をして、自らよりも低位カーストに属するインド・タミル人の国籍と選挙権とを剥奪する法律の制定を、軽視させることにつながったのであった。

第2点は、タミル人会議のリーダーであったポンナンバラムが下した、機会主義的な政治判断である。ポンナンバラムは、上述の3法案の成立を支援することを通じて与党に属するシンハラ人国会議員に恩義を売れば、スリランカ・タミル人に対する長期的な利益を確保できるようになるのではないかと考えていた<sup>29)</sup>。その長期的な利益とは、インド・タミル人に向けられた差別的措置の矛先が、スリランカ・タミル人に向けられないようにすることである。つまりポンナンバラムは、インド・タミル人をスケープ・ゴートにすることによって、スリランカ・タミル人の利益を守ろうとしたわけである。実際、ポンナンバラムは、「タミル人 (the Tamil people) の未来は、多数派コミュニティの善意と協力に依存している」と述べていたほどであった<sup>30)</sup>。そして、法案の議決に際しては、タミル人会議所属のスリランカ・タミル人国会議員7名のうち、ポンナンバラムを含む4名までもが一連の立法措置に賛成票を投じたのであった。しかもポンナンバラムは、D・S・セーナナーヤカ首相の誘いを受けて、1948年12月には貿易産業大臣 (Minister of Trade and Commerce) として入閣すること<sup>31)</sup>にまで踏み切ったのである。

しかし、このようなポンナンバラムの機会主義的な政治判断は、2つの副産

---

28) 中村尚司「南インドの村落社会と海外移住」辛島昇編『インド史における村落共同体の研究』所収 (東京大学出版会, 1974年), 284頁。あわせて本稿の注63)も参照。

29) James Manor, *The Expedient Utopian: Bandaranaike and Ceylon* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), p. 190.

30) Ambalavamar Sivarajah, *The Federal Party of Sri Lanka* (Colombo: Kumaran Book House, 2007), p. 8. に引用。

31) この大臣職は、無所属のスリランカ・タミル人国会議員であったスタラリンガム (C. Suntheralingam) が、「インドおよびパキスタン住民 (国籍) 法」に関する国会審議 (1948年12月10日) の後に、法案に反対して大臣職を辞したことによって空席となったものであった。Wriggins, *op. cit.*, p. 145. これ以降スタラリンガムは、スリランカ・タミル人国会議員のなかで最も強硬な主張を繰り広げる政治家となる。



物をタミル人の側にもたらずことになった。まず、裏切られたことを知ったインド・タミル人が、その後、スリランカ・タミル人との連携を拒むようになったことである。多数派のシンハラ人に比べれば圧倒的な少数派でしかないタミル人が、内部分裂をしてしまったわけである。次に、ポンナンバラムの判断に異議を唱え、法案に反対票を投じたチェルバナヤーカムらタミル人会議所属の国会議員3名によって、<sup>32)</sup> 両タミル人の利益擁護を掲げる新しい政党が結成されたことである。中庸路線を取ろうとするタミル人会議よりも遙かに強硬路線を進もうとする政党が——すなわち、チェルバナヤーカム率いる連邦党が誕生するのである。

## 第2節 連邦党の基本方針

——「タミル語を話す人々」の民族的独自性の保護——

本節では、連邦党の基本方針と支持基盤について考察を加えることとする。基本方針については、連邦党結成式典（1949年12月）におけるチェルバナヤーカムの演説と、第1回全国党大会（1951年4月）で採択された党決議をもとに考察する。

### (1) チェルバナヤーカムの演説と党決議

——連邦党結成式典（1949年12月）における——

連邦党が結成されたのは1949年12月18日のことである。コロomboのマラダナ（Maradana）で開催された結成式典においては、党首に選出されたチェルバナヤーカムが、概略、以下のような内容の就任演説を行っていた。ここでは主要な論点を3点だけ、指摘しておきたい。<sup>33)</sup>

---

32) 他の2名は、ワニアシンハム（C. Vanniasingham）とナガナタン（E. M. V. Naganathan）である。

33) その他の論点については、チェルバナヤーカムの義理の息子のウィルソン（A. Jeyaratnam Wilson）によるまとめが参考になる（ウィルソンの妻はチェルバナヤーカムの娘であった）。ウィルソンによると、チェルバナヤーカムは以下のようなことを述べたとされる。「タミル人とシンハラ人は、お互いの居住地域で混ざり合って暮らしている者もいるが、基本的には別々の地域に居住しつつ、共存してきた。そのような両地域に一元的な統治機構（a unified system of

第1に、連邦党の結成理由についてである。チェルバナヤカムは、それが、タミル語を話す人々の自由を守るためであることを、以下のように述べている。

「私達は、共通の目標をもってここに集まった。それは、すなわち、セイロンにおいてタミル語を話す人々 (Tamil-speaking people) の自由を実現するために活動する組織を創設すること、である。」(傍点筆者)<sup>34)</sup>

ここにみられる「タミル語を話す人々」という表現は、この演説で初めて用いられるようになったものだとされるが、<sup>35)</sup>第3回総選挙以降に公用語問題をめぐって混迷の度を深めていくスリランカ政治を語る際に、欠かすことのできない重要語句になっていく表現である。その意味するところは、文字通り、スリランカに居住するタミル語を話すすべての民族のことであり、具体的には、スリランカ・タミル人、インド・タミル人、<sup>36)</sup>スリランカ・ムスリムの3者を指している。

第2に、入植政策に対する批判である。これは、インド・タミル人の国籍および選挙権の剥奪に関わる一連の法制化を批判した後に述べられた論点であるが(この点については先述の批判演説の繰り返しになるのでここでは触れない)、チェルバナヤカムは、D・S・セーナナーヤカ政権による「入植政策 (colonization policy)」の危険性を、以下のように強く指摘している。

「タミル語を話す人々にとってさらに危険なのは、政府による入植政策である。私達が知っているのは、それがガル・オヤ (Gal Oya) で開始されたばかりである

---

government) を押しつけたのは、イギリス植民地政府であった。両民族が別々に居住しているということは、タミル語を話す人々に対して、2つのタミル人州から構成される自治州 (autonomous state) への権利を与えるものである。イギリスの統治者は、タミル語を話す人々が求める十分なセーフガードについて考慮することなしに、一元的な憲法 (unitary constitution) を押しつけた。タミルの人々は、1947年の総選挙において、イギリスが押しつけたソウルベリー憲法を拒絶した。しかし、タミル人会議の一部は、タミル人有権者の信頼を裏切って、セーナナーヤカ政権に参加したのであった。そしてこのことこそが、連邦党が結成された理由なのである。」A. Jeyaratnam Wilson, *S. J. V. Chelvanayakam and the Crisis of Sri Lankan Tamil Nationalism, 1947-1977: A Political Biography* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 1994), p. 70.

34) 以下に引用。Robert Kearney, *Communalism and Language in the Politics of Ceylon* (Durham: Duke University Press, 1967), p. 93.

35) Wilson, *S. J. V. Chelvanayakam*, p. 71.

36) チェルバナヤカムは、演説ではインド・タミル人ではなく「高地タミル人 (hill country Tamil)」という言葉を用いている。この言葉も、この機会に初めて用いられたとされる。*Ibid.*

ということである。ガル・オヤ計画（Gal Oya Scheme）のもとで灌漑されることになる土地が、タミル語が話されている地域である東部州（Eastern Province）に広がっている。純粋にタミル語が話されているこの地域に、政府がシンハラ人の人々を入植させようとしていることを示す証拠が存在している。<sup>37)</sup>

入植政策が批判されるのは、まずもって、それが、スリランカ・タミル人が集住する地域である東部州の人口構成比を、スリランカ・タミル人に不利な方向に変化させるものだったからである。この点についていえば、先に述べたような、高地シンハラ人とインド・タミル人との政治的代表的権をめぐると同様の要因を認めることができるだろう。他方でスリランカ政府は、入植政策については、人口増加に苦しむシンハラ人居住地域の貧困層の入植先を建設するためのものであり、土地開発政策の一環に過ぎないと説明していた。しかしスリランカ・タミル人の側からみると、東部州のスリランカ・タミル人にも貧困層がいるのであるからシンハラ人を優先的に入植させるのはおかしいということになる。入植政策は、このような理由にもとづく批判にもさらされていたのである。むろん、このような対立の原因ともなる入植政策は、第3回総選挙以降に激化していくシンハラ人とスリランカ・タミル人の民族対立について考える際に、重要な論点として浮かび上がってくるものとなる。<sup>38)</sup>

そして第3に、連邦党が実現すべき目標についてである。チェルバナヤーカームは、それを、タミル語を話す人々の自由を守るために必要な措置として提唱される、「連邦制国家の樹立」とする。この目標については、結党時に採択された決議において、より明確に謳われている。

「タミル人（The Tamil）の自由と自尊心が法律にもとづいて保障されることを

---

37) 以下に引用。Sivarajah, *Federal Party*, p. 10. なお、ガル・オヤ計画は、東部州のアンパーラ郡（Ampara District）に位置するガル・オヤ渓谷にダムを造り、巨大な灌漑施設を構築して農地開発を進めるという、独立後初の灌漑事業であった。

38) たとえば、1957年7月に、チェルバナヤーカーム率いる連邦党と、S・W・R・D・バンダラーナヤカー率いる与党の人民統一戦線との間で締結された「バンダラーナヤカー・チェルバナヤーカーム協定（Bandaranaike-Chelvanayakam Pact）」、あるいは、1965年3月に、同じく連邦党と、ダッドレイ・セーナナーヤカ（Dudley Senanayake）率いる与党のUNPとの間で締結された「セーナナーヤカー・チェルバナヤーカーム協定（Senanayake-Chelvanayakam Pact）」においても、入植政策の問題が大きな論点としてあげられていた。

確実にする唯一の方法、ならびに、タミル人に関わる問題が公正かつ民主的な方法で解決されることを確実にする唯一の方法は、この国にいるタミル民族 (the Tamil Nation) の自治権と自決権 (self-government and self-determination) とを保障するようなタミル人自身の自治州 (autonomous state) を、タミル人が手にすることができるようにすることである。また、この目標を実現するために、根気強く活動することである。<sup>39)</sup>

さらにチェルバナヤーカームは、「自治州の実現」を求めて活動する主体とその活動期間について、就任演説において次のような趣旨のことを述べたとされる。すなわち、「自治州の実現」という目標が自らの世代のうちに達成できなかった場合には次の世代に引き継いでもらうこともあり得るといったことである。<sup>40)</sup> よって、連邦党にとっての連邦制国家の樹立とは、当初から長期戦を覚悟のうえで提唱されていたものであったといえるだろう。むろん、ここで注意しておかなければならないことは、チェルバナヤーカームが追求しようとしたのは「平和的な政治的交渉」を通じた連邦制国家の樹立であって、「タミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Eelam)」が追い求めたような「武力交渉」によるものではない、ということである。<sup>41)</sup> しかし、それがたとえ長期にわたる平和的な運動による追求の表明であったとはいえ、連邦党が「連邦制国家の樹立によるタミル語を話す人々の自治権と自決権の獲得」を党是に掲げたことは、独立後のスリランカ政治における大きな転換点の到来を告げるものであった。これ以降、スリランカ・タミル人は、タミル人会議のポンナンバラムの思惑も、あるいはシンハラ人政治家の思惑も離れて、独自の政治的構想を追求

39) 以下に引用。de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, p. 211.

40) 連邦党結成式典における演説で、チェルバナヤーカームは次のように述べている。「私達は、ある任務に着手したところである。万事がうまくいって、その任務を私達が生きている間に実現できることを私達は望んでいる。たとえ、その目標を私達が生きている間に実現することができなかったとしても、せめて、より若い世代の人たちが先頭を立ててその任務を実現してくれるよう彼らを結集させ、導いていきたい」。Wilson, S. J. V. *Chehvanayakam*, p. 70.

41) 第3回総選挙 (1956年) の終了後に、チェルバナヤーカームが「シンハラ・オンリー政策」に抵抗するために採用した運動方法は、ガンディー流の非暴力不服従闘争 (サティヤーグラハ) であった。チェルバナヤーカームは、「サティヤーグラハは、タミル語を話す人々が自らの権利を確保するために実施することが可能な、唯一の正当かつ非暴力的な方法なのである。暴力は、人類の文化に敵対するものでしかない」と述べており、暴力を心底軽蔑していたようである。Sivarajah, *Federal Party*, p. 41. に引用。

し始めることになるのである。

引き続き、連邦党の基本方針について、詳しくみていこう。

## (2) 第1回全国党大会決議にみる連邦党の基本方針

——タミル言語自治州の創設——

### (ア) 党決議の概要

1949年末の連邦党の結成から1951年の第1回党大会までの期間、チェルバナヤークムらは、タミル語を話す人々が居住する地域において幾度となく連邦党の集会を開催し、以下の3点、すなわち、タミル語の地位が脅かされる危険が存在していること、タミル語を話す人々が居住している地域の人口構成がシンハラ人の入植によって不利な方向に変化しつつあること、スリランカ・タミル人とインド・タミル人には連帯することが必要であることを訴えていった。そして、そのような草の根の活動の成果を踏まえて開催されたのが、トリンコムアリー（Trincomalee）における第1回全国党大会であった（1951年4月13-15日）。東部州（Eastern Province）最大の町であるトリンコムアリーは、セイロン連邦国家におけるタミル人州の首都に予定されていた町である。

第1回全国党大会では7つの党決議が採択されており、それらは皆、連邦党の基本方針をより明確化したものとして有名である。また、これらの決議はすべて、連邦党結成25周年を記念して刊行された文書集においては決議毎の解説とセットになって公表されている。以下では、まず7つの党決議の全文を示し、その後、個々の決議の解説の要点をまとめておくこととしたい。<sup>42)</sup>

以下が、7つの党決議の全文である。「タミル語を話す人々」という言葉が繰り返し用いられていることが特徴的である。

第1決議 本大会は、タミル語を話す人々の民族性（nationhood）に対する不可譲

42) Wilson, S. J. V. *Chelvanayakam*, p. 71.

43) 以下に転載されているものに依拠している。Rohan Edrisinha, Mario Gomez, V. T. Thamilmalan and Asanga Welikala (eds.), *Power-Sharing in Sri Lanka: Constitutional and Political Documents, 1926-2008* (Colombo: Centre for Policy Alternatives, 2008), pp. 212-5. また、決議の概要については以下も参照。Wilson, S. J. V. *Chelvanayakam*, pp. 74-7.

の権利を宣言し、政治的自治に対するタミル人の権利、および、シンハラ人との連邦制国家（federal union）に対するタミル人の要望（desire）を宣言する。

第2決議 本大会は、ソウルベリー憲法（the Soulbury Constitution）を非合理的なものとして、また、タミル語を話す人々を服従に導いたものであるとして、非難する。

第3決議 本大会は、現行憲法の下で、タミル語を話す人々の政治的地位が低下してきたこと、ならびに、市民権諸法（the Citizenship Acts）の下で、タミル語を話す人々が屈辱（humiliation）を受けてきたことを、記録に留める。

第4決議 本大会は、現行憲法および現行政府の下では、タミル語とタミル文化を甚大な危険（the grave danger）が待ち受けていることを指摘する。

第5決議 本大会は、政府による土地開発政策と入植政策を、セイロンにおけるタミル語を話す民族（the Tamil-Speaking Nation）の存在そのものに対する脅威であるとして、非難する。

第6決議 本大会は、セイロンの国旗（the official flag of Ceylon）を、タミル語を話す人々を侮辱するものだという理由で拒絶する。

第7決議 本大会は、万人に対する自由・平等・公正という最高の原理にもとづくタミル言語州（the Tamil Linguistic state）を創設することを、誓約する。

続いて、これらの決議の解説についてみていくことにするが、7つの決議のなかで最も重要なのは、引用されることの多い第1決議である。

#### [第1決議]

第1決議の解説では、主として3つのことが述べられている。第1に、連邦制度についてである。そこでは、「精神的、文化的、道徳的な偉大さ（its spiritual cultural and moral stature）がおとしめられることなく、あらゆる民族が政治的自由を謳歌することが求められる限り、かつ、タミル語を話す人々がシンハラ人とはまったく異なる民族である限り、……本大会は、タミル語を話す人々のために、不可譲の政治的自治権（inalienable right of political autonomy）と確固たる自決の原則と調和するような言語州の境界を決定するための、国民投票を要求する」（傍点筆者）とのことが述べられ、連邦制度の採用が要求されて

いる。第2に、「タミル語を話す人々」がどのような意味において「まったく異なる民族」であるのかという点について、次の3つの理由にもとづいて説明がなされる。すなわち、①歴史的独自性（「タミル人は、シンハラ人と同様に、古くから続く、栄華に満ちた、独自の歴史を有している」ということ）、②言語的独自性（「比類のない古典的遺産と近代的な言語の発展とを有する、シンハラ人の言語とはまったく異なる言語的統一体 [linguistic entity] である」ということ）、③領域的集住性（「セイロン島の3分の1を占める明確な領域 [北部州と東部州] に居住している」ということ）、である。そして第3に、「タミル言語自治州」の創設についてである。そこでは、カナダ、インド、スイス、ソ連といった国々における連邦制度を評価しつつ、「タミル語を話す人々に対し、セイロン連邦国家の枠組みのなかにタミル言語自治州を創設すること (establishing the autonomous Tamil linguistic state within the framework of a Federal Union of Ceylon) が実現可能かつ望ましい」と主張され、「根本的かつ不可譲の自決の原則と調和するような言語州 (linguistic states) の境界を確定するための国民投票」が要求されている。

### [第2決議]

第2決議の解説においては、まず、ソウルベリー憲法への批判が、「中央集権制の議会政治 (the unitary system of Parliamentary Government) が民主的かつ全国的に機能するのは単一民族からなる国家 (uni-national country) においてのみであるにもかかわらず、ソウルベリー憲法は、中央集権制の議会政治を押しつけた」と述べられる。そのうえで、さらに、「中央集権制の議会政治のもとで、200万人のタミル語を話す人々は500万人のシンハラ人の善意と慈悲 (the goodwill and grace) に永続的に依存するようになってしまった」との悲嘆が続き、その結果がタミル語を話す人々の「政治的な従属と民族的な劣化」であったと結ばれている。

### [第3決議]

第3決議の解説においては、ソウルベリー憲法によって「セイロン臣民すべ

てに対して自由が付与される」と布告されているにもかかわらず、その憲法のもとで制定された市民権諸法によって「タミル語を話す人々の政治的地位が低下してしま<sup>44)</sup>った」との批判がなされている。

#### [第4決議]

第4決議の解説では、1956年の第3回総選挙の際に現実化する「シンハラ・オンリー政策」を予言するかのようことが述べられている。そこでは、「影響力の強いシンハラ人政治組織や文化組織がシンハラ語だけをこの国の公用語にすべきであると宣言する一方で、セイロン政府は、中立性を装いながらも計画的な行政活動によって、多くの政府出版物や行政文書において故意にタミル語を無視している」との批判がなされる。そして、それゆえにこそ、タミル語を話す人々・タミル語・タミル文化を守るために、「タミル言語自治州を早期に創設すること (the early establishment of the autonomous Tamil linguistic state)」が必要なのであると主張<sup>45)</sup>されている。

---

44) ソウルベリー憲法には、以下のようなマイノリティの保護に関する規定(第29条)があり、国籍の剥奪に関する一連の立法措置は、この規定に抵触する可能性が高いものであった。この解説は、それにもかかわらず一連の立法措置が成立してしまったことに対する憤りを表明したものと見える。

第29条(2)では「いかなる法律も、以下に示すことを規定してはならない。(a)宗教の自由な信仰を禁止あるいは制限すること。(b)特定のコミュニティや宗教に属する人々に対して、他のコミュニティや宗教に属する人々であれば被らなくてもすむような障害(disability)や不利益を与えること。(c)特定のコミュニティや宗教に属する人々に対して、他のコミュニティや宗教に属する人々であれば享受できないような特権や利益を与えること」と定められており、さらに同条(3)によって、「以上に反する法律は無効」になるとされている。ソウルベリー憲法の全文は、以下に収録されている。Verinder Grover (ed), *Sri Lanka: Government and Politics* (New Delhi: Deep & Deep Publications PVT. LTD., 2000), pp. 696-735, Appendix I.

なお、マイノリティの保護に関するこの規定は、1972年に「スリランカ民主社会主義共和国憲法 (the Constitution of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka)」が新たに制定された際に失効した。また、この新憲法には、マイノリティ保護に関する規定は導入されなかった。なお、スリランカでは1978年にも新憲法が制定されるので、1972年のものを「第1共和国憲法」、1978年のものを「第2共和国憲法」と呼ぶことが多い。

45) 第1決議にもほぼ同様の表現でみることができる「タミル言語自治州を早期に創設すること」という表現は、第2、3、4決議で批判されている状況を克服するための措置として、繰り返し「引用」されている。その意味において、第1回全国党大会の決議における最重要表現のひとつである。



[第5決議]

第5決議の解説では、入植政策が批判されている。その理由としてあげられているのは、入植政策が「伝統的にタミル語を話す人々が暮らしてきた地域に対する、タミル語を話す人々の不可譲の権利」を侵害することになるからというものであり、その事例としてあげられているのは、ガル・オヤ貯水池（the Gal-oya reservoir）における入植政策である。そして、そのような状況を回避するためには連邦制憲法（a Federal Constitution in Ceylon）の制定が必要であることが主張されている。

[第6決議]

第6決議の解説では、セイロン国旗にシンハラ人のシンボルであるライオンが大きく描かれていること、ならびに、タミル語を話す人々がその周辺部に付け加えられた2本のストライプで表現されていることが、批判されている。「タミル語を話す人々に対する侮辱に該当するから」というのが、その理由である。そして、セイロン連邦国家の国旗については「民族的な要素によらない方法で描かれるべきである」こと、「現在における最高の理念にもとづいたデザインによるべきであること」<sup>46)</sup>が、主張されている。

[第7決議]

最後の第7決議の解説では、タミル語を話す人々が苦闘の末に政治的自治を勝ち取った暁には、「タミル言語自治州憲法（the constitution of autonomous Tamil linguistic state）」のなかに「非支配（non-domination）の原則を正式に書き記す」ことが宣言されている。ここで非支配の原則が意味しているのは、いかなる集団であろうとも、他の集団に対する優位性をもつことがないということである。<sup>47)</sup>たとえば、インド・タミル人との連帯に影響を及ぼすようなカースト

---

46) 「第1共和国憲法」(1972年)では、この決議の趣旨をまったく無視したデザインの国旗が制定され、より深刻な形で国旗問題が顕在化することになる。

47) Wilson, S. J. V. *Chelvanayakam*, p. 75.

の違い、あるいは、スリランカ・ムスリムとの連帯に影響を及ぼすような宗教の違いが、集団間の優位劣位に結びつくことのないようにするということである。そのような原則の採用が宣言された後、真の自由や公正がすべての人々（all the people）に保障されるようになるためには、スイス憲法に規定されるカントン制にならった地域自治システムを創設すること、世俗国家の原則に従うこと、社会主義的経済原則にもとづくこと、形式的にも実質的にも「タミル言語自治州憲法」の民主主義条項に添わなくてはならないことが必要であると謳われている。

(イ) 第1回全国党大会決議の特徴と欠点——連邦制度構想の曖昧さ——

第1回全国党大会で採択された7つの決議は、その解説と合わせて考えると以下のような基本構造になっているといえる。まず、「タミル人の独自性（歴史的独自性、言語的独自性、領域的集住性）を守ろうという姿勢（第1決議）」と、その「独自性が侵されることに対する危機感（第2～6決議）」の2つが、決議を支える骨子となっている。そして、そのようなタミル人の独自性を守らなければならぬがゆえに、連邦制国家の樹立による「タミル言語自治州の創設」（第7決議）が必要になる、という構造である。

また、これら2つの骨子についていえば、第1決議で表明された「タミル人の独自性を守ろうとする姿勢」の方が重要であろう。なぜなら、そのような姿勢が先にあるからこそ、もうひとつの骨子である「独自性が侵されることに対する危機感」が芽生えてくるといえるからである。そして、その第1決議で示される「タミル人の独自性」（歴史的独自性、言語的独自性、領域的集住性）についてみると、それらのなかで最も重視されているのは、「タミル語」によって代表される「言語的独自性」だといえる。なぜなら、第4決議（タミル語の防衛）と第5決議（入植政策批判）の解説において、タミル語に関する言及が繰り返されているからである。

ところで、その第4決議と第5決議をみると、3つの独自性相互の関係、および、それら3つの独自性と「タミル言語自治州の創設」という目標との関係

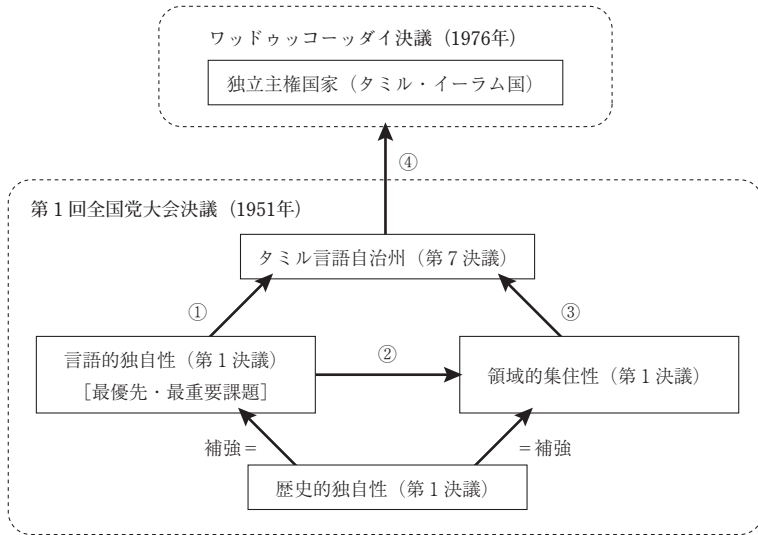
が、以下のような論理構造で結ばれていることが分かる。

まず、第4決議の解説では、「タミル語」という「言語的独自性」を守ることの重要性が公用語問題に関連づけられながら論じられており、そのようなタミル語の「言語的独自性」を守るために「タミル言語自治州の創設」が必要になる、という論理構造をみることができる。次に、第5決議の解説をみると、表面的には入植政策への批判が行われているようにもみえる。しかし、入植政策が批判されなければならない理由は、「言語的独自性」を維持するために必要とされる「領域的集住性」を入植政策が損なうことにあるのであって、入植政策そのものにあるわけではない。そして、そのように考えると、第5決議で入植政策が批判されるのも、「言語的独自性」を守るためであることが分かる。つまり第5決議は、「言語的独自性」を守るためには入植政策を排して「領域的集住性」を守ることが必要であり、その「領域的集住性」を守るためには「タミル言語自治州の創設」が必要になる、といった論理構造になっているのである。

そして、以上のような2つの論理構造をまとめると、第1回全国党大会決議全体の論理構造が明らかになる（図1参照）。一方では、「言語的独自性」を守ろうという姿勢が「タミル言語自治州の創設」という最終目標に結びつき、他方では、「言語的独自性」を守ろうという姿勢が「領域的集住性」を守ろうという姿勢を経由して第7決議の「タミル言語自治州の創設」という最終目標に結びついていくのである<sup>48)</sup>（なお筆者には、歴史的独自性はあまり重要視されているようには思えない）。また、ここで、言語的独自性を守ろうとする姿勢を言語ナショナリズム、領域的集住性を守ろうとする姿勢を領土ナショナリズムとすれば、これ以降のスリランカにおいて、この2つのナショナリズムが以下のような展開をみせることにも説明がつかだろう。つまり、「反シンハラ・オンリー政策」として表明される連邦党の言語ナショナリズムが「シンハラ語公用語法（the Official Language Act, No. 33 of 1956）」の制定によって拒絶された後に（つ

48) 同様の見解は、ウィルソンにもみられる。ウィルソンは、「チェルバナヤーカームには『言語と領土は一体のものである』という古典的なテーゼがあった」と指摘している。*Ibid.*

図1 連邦党の基本方針の論理構造と変化



出典：筆者作成

まり図1の矢印①の方向に進む可能性が絶たれた後に、領土ナショナリズム的な性格を有する領域的自治権の追求が強まっていく（つまり図1の矢印②の方向に運動の目的が移行する）、という展開である。そして、そのうえでさらに自治権を獲得する可能性が潰えたときに（つまり図1の矢印③の方向に進む可能性が絶たれたときに）、第1回全国党大会決議の射程を越えるような「独立主権国家の建設」が要求されるようになるのである（つまり図1の矢印④<sup>49)</sup>に移行する）。このように考えると、まさに第1回全国党大会決議は、言語ナショナリズムと領土ナショナリズムという2つのナショナリズムにもとづきながら、「タミル言語自治州の創設」あるいは「独立主権国家建国」の要求を発展させる契機とな

49) 連邦制度を導入することによって自治権を獲得するという連邦党の基本方針は、「第1共和国憲法」(1972年)に「単一国家 (Unitary State)」条項が導入されたことによって、追求不可能になってしまった。その後、連邦党は、タミル人会議、セイロン労働者会議などと連合し、タミル統一解放戦線 (Tamil United Liberation Front, TULF) を結成し、1976年に採択された「ワドゥッコッタダイ決議 (Vaddukkoddai Resolution)」において、民族自決の権利にもとづく独立主権国家の建設を主張するようになる。その独立国家の名称こそが、「タミル・イーラム (Tamil Eelam)」である。

ったものだといえるだろう。

さて、ここで話を戻して、連邦党が目標に掲げる連邦制度そのものの「制度設計」（政治的自治制度の在り方）についてみておこう。実は第1回全国党大会決議をみても、連邦制度の設計に関する具体的な提言は、「タミル言語自治州の創設」以外にはみられなかった。「タミル言語自治州憲法」が依るべき重要原則（非支配の原則）といった理念的なものか、あるいは、スイスのカントン制が参考になるといった程度のことが述べられているだけであった（第7決議解説）。しかし、それよりも問題であったのは、連邦党が連邦制の実現を目指しているのかどうかさえもが疑わしくなるような曖昧さが、連邦党の主張のなかに、存在していたことであった。それは、連邦党の名称の曖昧さに由来するものである。

連邦党の英語名は Federal Party であるが、タミル語による名称は Ilankai Thamil Arasu Kadchi (ITAK)<sup>50)</sup>であった。これらのタミル語のうち、問題となるのは Arasu の意味である。タミル語の Ilankai はスリ・ランカの「ランカ」を、Thamil は「タミル」を、Kadchi は「政党 (party)」を意味している。しかし、タミル語の Arasu は、「連邦制の枠組内にある自治単位」と「主権国家」の双方を意味する言葉である (Arasu は英語の state あるいは government にあたる)。それゆえに連邦党は、タミル語の名称でみた場合には、Arasu の意味に応じて「タミル州党」にでも「タミル主権国家党」にでも解釈できる政党になってしまう<sup>51)</sup>。つまり、タミル人の独自性を守るために連邦党が実現しようとしていることが、「連邦制の枠組内にある自治単位の創設 (内的自決)」であるのか、それとも、「独立主権国家の建設 (外的自決)」であるのかが、不明確

---

50) タミル語による名称を、より原義に近い形で英訳すると、Tamil State Party of Sri Lanka という訳になる。もちろん、この訳でも state の意味が曖昧なままに残されてしまうが、それでも Federal Party よりは遙かに原義に近い。Federal Party という「英訳」は、かなりの意識、あるいは一面的な訳であるといえる。

51) デ・シルヴァは、1949年の決議にみられる連邦制について、「この決議の根幹にあるのは連邦制という概念に関する曖昧さ」であることを指摘したうえで、「タミル語で説明されると、地域的自治から分離独立国家までのすべてが含まれてしまう」ことを批判している。de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, p. 211.

になってしまうのである。第1回全国党大会で採択された決議が有する最大の  
問題点は、党の基本方針の根幹に関わる、このような曖昧さが払拭されないま  
まに残ってしまったことであろう。

実際、党の名称に由来するこの曖昧さは、1952年の第2回総選挙の際に、タ  
ミル人会議のポンナンバラムによって厳しく批判されることになった。ポンナ  
ンバラムは、Arasuの意味するところを主権国家とみなしたうえで、党のタミ  
ル語名称と英語名称が違うことを指摘し、さらにチェルバナヤークムを、「タ  
ミル人を欺き誤った方向へ導くために作り上げられた偽りの名称を用いて、連  
邦党への支持を獲得しようとしている」と厳しく非難したのであった。<sup>52)</sup>つまり、  
連邦党は二枚舌だ、というわけである。

では、連邦党の真意はどちらにあったのであろうか。それについていえば、  
第1回全国党大会の時点では、独立主権国家の建設を求めるものではなかった  
とみるのが正しいであろう。そこで採択された一連の決議のなかで幾度となく  
繰り返されている「セイロン連邦国家の枠組みのなかにタミル言語自治州を創  
設すること (establishing the autonomous Tamil linguistic state within the framework  
of a Federal Union of Ceylon)」という文言を素直に読めば、独立国家の建設では  
なかったと考える方が妥当であるように思われるからである。実際、チェルバ  
ナヤークムら連邦党の指導者達も、連邦党の目標は主権国家の創設ではなく、  
あくまでも連邦制の枠組みのなかでの自治州の創設であると主張していたので  
ある。<sup>53)</sup>

しかしながら、そうであるにもかかわらず、ポンナンバラムが行ったような  
批判が収まることはなかった。それどころかシンハラ人の側には、連邦制の導  
入を独立主権国家建設の第1歩になるものとみなして拒絶しようとする動きが  
強まっていくのであった。そのような傾向がエスカレートしていくのは1956年

---

52) Wilson, S. J. V. *Chelvanayakam*, p. 42.

53) A. Jeyaratnam Wilson, *Sri Lankan Tamil Nationalism: Its Origin and Development in the  
19th and 20th Centuries* (London: C. Hurst & Co., 2000), p. 82. Neil De Votta, *Blowback:  
Linguistic Nationalism, Institutional Decay, and Ethnic Conflict in Sri Lanka* (Stanford:  
Stanford University Press, 2004), p. 97.

の第3回総選挙以降のことであるが、その際には、「連邦党はスリランカを分裂させるつもりなのだ」というような扇動的言辞がシンハラ人の間で流布していくのである。その背後には、連邦党の主張の「曖昧さ」に端を発する強い不信感があったといえるだろう。

しかし、そのような不信感は、シンハラ人の側だけにみられるものではなく、連邦党が連帯の相手として重視する「タミル語を話す人々」の側にもみられるものであった。では、タミル語を話す人々の「連帯」は、現実にはどのような状況になっていたのであろうか。次節では、この点についてみていくことにしよう。

### 第3節 連邦党の支持基盤

#### ——「タミル語を話す人々」との連帯の実際——

連邦党結成式典におけるチェルバナヤーカムの演説や、第1回全国党大会における決議においてもそうであったように、連邦党は、「タミル語を話す人々」という表現を重視し、頻繁に用いていた。その理由は、様々な要因によって分裂する傾向の大きいタミル人の連帯を強化するうえで、「タミル語を話す人々」という表現が重要な意味をもっていたからである。

表2は、スリランカにおける「タミル語を話す人々」について、その特徴をまとめたものである。<sup>54)</sup>タミル語を話す人々とはいっても、来島時期、居住地域、カースト、経済的地位などをみると、極めて多様性に富んだ人々の集まりであることが分かる。しかし、そのような違いによって分裂しがちなタミル人のすべてに共通する特徴がひとつだけ存在しており、それがすなわち、「タミル語を話す人々」であるという特徴だったのである。それゆえ連邦党は、この唯一の共通点に望みを託して、タミル語を話す人々の連帯と、その連帯にもとづく運動を通じた連邦制国家の実現とを求めていくことになった。

そこで本節では、連邦党が掲げる「タミル語を話す人々の連帯」という理想

---

54) たとえば、以下を参照。Bush, *op. cit.*, pp. 39-45, 50-4. Sivarajah, *Federal Party*, pp. 15-7. Kearney, *op. cit.*, pp. 99-107.

表2 「タミル語を話す人々」の特徴

	スリランカ・タミル人			インド・タミル人			スリランカ・ムスリム		
母語	タミル語			タミル語			タミル語		
民族	タミル人			タミル人			スリランカ・ムスリム		
宗教	ヒンドゥー教			ヒンドゥー教			イスラーム		
来島時期	紀元前			19世紀中頃以降			主に12世紀以降		
居住地域	北部	東部	コロンボ	中央高地			北部・東部	シンハラ地域	
カースト	上位	中位	上位	下位			なし	なし	
経済的地位	上位	中位	上位	下位			中位	中位	
支持政党	TC	多様	TC	反 TC			多様	TC, UNP	

出典：筆者作成。

注：支持政党については1952年総選挙までの状況。TCはタミル人会議，UNPは統一国民党。

が、現実にはどのようなものであったのかを明らかにすることとし、以下、スリランカ・ムスリム、インド・タミル人、スリランカ・タミル人の順にみていくこととする。なお、スリランカ・ムスリムはタミル民族ではないが、タミル語を母語とする民族であるので、ここで一緒に論じておくこととする。

(1) スリランカ・ムスリムとの連帯——言語よりも宗教が大切——

タミル語を話す人々は、まず、タミル人（スリランカ・タミル人とインド・タミル人）とスリランカ・ムスリムという2つの民族に分けることができる（表2参照）。

スリランカ・ムスリムは、母語はタミル語であるものの、言語（タミル語）ではなく宗教（イスラーム）の方にアイデンティティの拠り所を感じる人々である。それゆえに、自己を「タミル語を話す人々」として意識する傾向もあまり強くなく、連邦党が求める連帯に対しては距離をおく傾向が強かった<sup>55)</sup>。シン

55) たとえば1956年の総選挙の際には、次のようなことがあった。この選挙では、連邦党から出馬した東部地域出身のスリランカ・ムスリムの候補者2人が当選したのであるが、選挙後に2人とも、シンハラ・オンリー政策を掲げる連立与党政権の「人民統一戦線（Mahajana Eksath Peramuna, MEP）」に移籍してしまったのであった。A. Jeyaratnam Wilson, *The Break-Up of Sri Lanka: The Sinhalese-Tamil Conflict* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1988), p. 104.

スリランカ・ムスリムについては、たとえば以下を参照。de Silva, *Managing Ethnic Tensions*, pp. 227-35. Vellaithamby Ameen, *Ethnic Politics of Muslims in Sri Lanka* (Kandy: Centre for Minority Studies, 2006).



ハラ人居住地域に住むスリランカ・ムスリムの場合には、タミル語ではなくシンハラ語が日常言語になっていることも多かったため、自らをタミル語を話す人々だと認識する傾向も弱かった。しかるに連邦党は、そのようなスリランカ・ムスリムを「イスラームに改宗したタミル人である」ととらえ、連帯の対象とみなしていたのであった。

また、スリランカ・ムスリムは、連邦党が掲げる「タミル言語自治州の創設」という目標に対しても積極的には協力しにくいところがあった。<sup>56)</sup>なぜなら、セイロン島の北部州と東部州に「タミル言語自治州」が創設された場合には、ヒンドゥー教徒であるスリランカ・タミル人が多数を占めるなかで、イスラームであるスリランカ・ムスリムが宗教的少数派になってしまう可能性が高かったからである。たとえば東部州選出のスリランカ・ムスリムの国会議員は、タミル語の地位の低下についてはタミル人に対する同情を示しつつも、「この国は、タミル人やシンハラ人だけのものではなく、3つめの民族であるスリランカ・ムスリムのものでもある」という意見を表明していたほどであり、<sup>57)</sup>やはり、言語よりも宗教なのである。

さらにいえば、そもそも北部州と東部州に居住するスリランカ・ムスリムの数は、スリランカ・ムスリム全体の3分の1程度に過ぎなかった。残る3分の2はシンハラ人居住地域で暮らす人々であり、その多くはシンハラ人相手に商業を営んでいる人々であった。<sup>58)</sup>そのような事情もあって、スリランカ・ムスリムのリーダーのなかには、スリランカ・ムスリムの利益を守るために必要なことは連邦制を導入することではなくシンハラ人と協調することである、と考える者も多かった。<sup>59)</sup>むしろ、このような考えは、連邦党よりもタミル人会議の主

---

56) Sivarajah, *Federal Party*, p. 17.

57) 原文では「スリランカ・ムスリム」ではなく「セイロン・ムーア (Ceylon Moor)」である。Kearney, *op. cit.*, p. 103.

58) 北部州と東部州に居住するスリランカ・ムスリムのほとんどは、農業か小規模の商業に従事する人々であった。教育をあまり重視していなかったため、ジャフナ地域に住むスリランカ・タミル人のように公務員になることは多くなかった。Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism*, pp. 75-6.

59) *Ibid.*, p. 76.

張に近いものである。実際、スリランカ・ムスリムには、タミル人会議の主張に共鳴したり、与党 UNP を支持したりする者が多くなる傾向があった。

つまり、連邦党とスリランカ・ムスリムが「タミル語」を軸に連帯することは、非常に困難だったということである。

## (2) インド・タミル人との連帯——カーストと居住地域が違い過ぎる——

これまでに何度も言及してきたように、タミル人は、スリランカ・タミル人とインド・タミル人という2つの集団に分けることができる。両者の違いは、来島時期、居住地域、カースト、<sup>60)</sup> 経済的地位など多岐に及んでいるが、それらのなかで、両者の連帯を特に困難にしているものは、カーストと居住地域の違いである。

まず、カーストの違いについてであるが、インド・タミル人の半数近くが不可触民カーストであったことについてはすでに述べた通りである。そのことから分かるように、インド・タミル人の方が、スリランカ・タミル人よりも下位のカーストに属している。「セイロン国籍法」などの差別的立法措置が可決される際にタミル人会議がインド・タミル人を見捨てたことについてもすでに述べた通りであるが、その背景に存在していたのは、このような、カーストの違いにもとづく差別意識であった。つまり、カーストの違いが、インド・タミル人とスリランカ・タミル人の連帯を阻む大きな壁となっていたのである。むしろ、連邦党は、カーストにもとづく差別、とりわけ不可触民カーストの廃止に積極的に取り組んだのであるが、十分な成果は得られなかったといわれている。<sup>61)</sup>

次に、居住地域の違いについてである。スリランカ・タミル人がセイロン島の北部州と東部州に集住しているのに対し、インド・タミル人はセイロン島内

---

60) インド・タミル人の8割はスリランカにおいて最も賃金の低いプランテーション労働に携わっていたため、スリランカ・タミル人よりも格段に貧しかった。また、プランテーションで働くのであれば小学校程度の教育で十分であるという意識が強かったため、自らの社会的・経済的地位を向上させる能力にも欠いていた。Ibid., pp. 73-4.

61) Sivarajah, *Federal Party*, p. 16.

陸部の中央高地に集住している。そのため、連邦党が主張する「タミル言語自治州」が創設されたとしても、インド・タミル人は自治州の外部に取り残される可能性が高かった。それゆえインド・タミル人は、インド・タミル人を見捨てたタミル人会議を支持できないにもかかわらず、連邦制国家の樹立を唱う連邦党<sup>62)</sup>に対しても懐疑的にならざるを得ないという状況におかれていた。連邦党の主張する連邦制国家の実現という目標が、連邦党とインド・タミル人との連帯を阻むことになっていたわけである。

よって、以上から分かるのは、連邦党がインド・タミル人との連帯を強化することは容易ではなかったということである。

### (3) スリランカ・タミル人との連帯——際立つ多様性が対立を生む——

スリランカ・タミル人内部にも複雑な多様性が存在しており、タミル語を話す人同士ではあっても容易には連帯できない状況にあった。少々詳しくみておくこととしよう。

スリランカ・タミル人は、居住地域に応じて、北部州のジャフナ・タミル人 (Jaffna Tamil)、東部州のバツティカロア・タミル人 (Batticaloa Tamil)、コロombo周辺のコロンボ・タミル人 (Colombo Tamil) という3つの集団に分けることができる。このうちコロombo・タミル人は、シンハラ人居住地域であるコロombo近郊に移り住んでいったジャフナ・タミル人のことであり、公務員職、弁護士や医師といった専門職、あるいは商業に従事している者が多かった。以下では、これら3集団のうち、ジャフナ・タミル人とバツティカロア・タミル人の比較をしておこう（コロombo・タミル人については、本稿の論旨においてはジャフナ・タミル人に準ずるものと考えておけばよいだろう）。

まず、カーストについてみると、ジャフナ・タミルの方がバツティカロア・タミル人よりも上位にあった。ジャフナ地域の支配カーストは、ジャフナ

---

62) 同様の見解に、Chandra Richard de Silva, "Sinhala-Tamil Ethnic Rivalry: The Background," in Robert B. Goldman and A. Jeyaratnam Wilson (eds.), *From Independence to Statehood: Managing Ethnic Conflict in Five African and Asian States* (London: Frances Pinter Publishers, 1984), p. 118.

人口の5割を占めるウェッラーラ (Vellala) であり、このウェッラーラは、バ  
ッティカロアにおける支配カーストであるムックワル (Mukkuvar) よりも上位  
に位置するカーストであった (バッティカロア地域にウェッラーラはほとんどいな  
い)<sup>63)</sup>。また、ジャフナ地域にはジャフナ地域における上位カーストを保護する  
ような、バッティカロア地域にはバッティカロア地域における上位カーストを  
保護するような慣習法や習俗がそれぞれ存在しており、両地域の間には、社会  
制度の観点からみても厳然たる違いがあった。<sup>64)</sup>

次に、経済的地位についてみると、ジャフナ・タミル人の方がバッティカロ  
ア・タミル人よりも裕福であり、上位にあった。コロンボに次ぐ第2の都市ジ  
ャフナを有する北部州の方が、東部州よりも経済的に進んでいたからである。  
ジャフナ地域では、タバコやオニオンといった換金作物農業が盛んであり、そ  
れらの作物の流通に携わる者も多かった。植民地支配期から数多くの教育施設  
(ミッション系の学校など) が建設されていたこともあって教育も盛んであり、  
英語力を身につけて公務員になるという進路も開かれていた (イギリス植民地支  
配期の公用語は英語であった)。それに対してバッティカロア地域では、教育施設  
は充実しておらず、公務員になる道も閉ざされていた。日常消費向けの作物を  
育てる農業が盛んであり、流通業が発達することもなかった。さらにいえば、  
ジャフナ・タミル人によってバッティカロアの地域経済が支配される傾向が強  
かったため、そのことに対するバッティカロア・タミル人の不満には大きいも  
のがあったともいわれている。<sup>65)</sup>

以上、カーストと経済的地位についてみてきたわけであるが、その双方にお

---

63) タミル人のカーストを単純化していえば、上位には農民カーストであるウェッラーラが、中位  
には漁民カーストであるカライヤルが、そして最下位には不可触民カーストが存在している。  
Bush, *op. cit.*, pp. 51-2. ちなみにムックワルは、カライヤル (Karaiyar) と同位の漁民カース  
トである。シンハラ人社会では植民地支配期を通じてカーストによる階層化が徐々に弱まってい  
ったのであるが、タミル人社会におけるカーストは依然として厳格である。スリランカ・タミル  
人のカーストについて詳しくは、以下を参照。関根康正「ジャフナと東海岸」杉本良男編『もつ  
と知りたいスリランカ』(弘文堂, 1987年) 所収。

64) Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism*, p. 70.

65) Gananath Obeyesekere, "The Origins and Institutionalization of Political Violence," in James  
Manor (ed.), *Sri Lanka in Change and Crisis* (New York: St. Martin's Press, Inc., 1984), p. 172.

いてジャフナ・タミル人がバットィカロア・タミル人の上位に就いており、そのことがまた、両者の不和の原因ともなっていたことが分かる。

では、3集団に分かれるスリランカ・タミル人のなかで、連邦党を支持する者とタミル人会議を支持する者とは、どのように分かれていたのであろうか。

タミル人会議を支持する者は、タミル人会議の活動基盤でもあった北部州に住むジャフナ・タミル人と、シンハラ人居住地域に住むコロombo・タミル人に多<sup>66)</sup>かった。ジャフナ・タミル人の場合には、上位カーストのウェツララに所属する者が地域のオピニオン・リーダーであることが多く、そのようなリーダーの意向を受け入れて、下位カーストに属する者がタミル人会議の支持者となることも多<sup>66)</sup>かった。コロombo・タミル人の場合には、「連邦制はシンハラ人地域に居住するタミル人の生活を危険にさらすことになる」との考えに同調する者が多く、連邦党が掲げる方針（連邦制国家の実現）よりも、タミル人会議が掲げるシンハラ人政治家との協調の方を支持する傾向が強<sup>67)</sup>かった（スリランカ・ムスリムと同様の発想である）。つまり、D・S・セーナナーヤカ政権に対する期待や、その政権に閣僚として留まっているポンナンバラムに対する期待の方が、連邦党に対する期待よりも大き<sup>68)</sup>かったわけである。

他方で、バットィカロア・タミル人をみると、東部州がタミル人会議の活<sup>69)</sup>々な活動地域ではな<sup>69)</sup>かったこと、さらには、スリランカ・ムスリムの居住地域でもあ<sup>70)</sup>ったこともあり、タミル人会議の人気はそれほどは高<sup>70)</sup>くな<sup>70)</sup>かった。しかし、1952年総選挙における投票行動をみると、東部州で選出された7人の議員の所<sup>71)</sup>属先は、UNP 3名、無所属3名、連邦党1名であり、連邦党支持者が多<sup>71)</sup>

66) Sivarajah, *Federal Party*, p. 12.

67) De Votta, *op. cit.*, p. 81. なお、タミル人会議の宣伝担当者（propagandist）は、「タミル人の利益は、シンハラ人に協力することによって、あるいは UNP との連立を維持し続けることによってのみ、守ることができる」と主張していた。Sivarajah, *Federal Party*, p. 13.

68) Wilson, S. J. V. *Cheivanayakam*, p. 77.

69) Kearney, *op. cit.*, p. 101.

70) 第1回総選挙（1947年）においてタミル人会議は、東部州選出7議席中、1議席しか得られなかった（残りの議席は、UNP 3、無所属3）。ちなみに北部州では、選出9議席中の7議席を獲得していた。Ibid., p. 91, Table 6.

71) Ibid..

いとは言い難い状況であった。よって、以上から分かるのは、連邦党が期待するような「タミル語を話す人々」による連帯は、この時点ではスリランカ・タミル人3集団の間でさえ強くなかったということである。

むろん連邦党としても、このような状況をただ静観していたわけではない。タミル人会議の支持者に自らの主張を浸透させるべく、北部州や東部州の農村部に党の支部を開設して党の基本方針に関する説明会を数多く実施し、連邦制国家の実現という主張の浸透を図っていったのである。しかし、そのような活動の成果として農村部に居住する学校教師や農民達からの一定程度の支持を確保することには成功したものの、1952年に実施された第2回総選挙において連邦党は、タミル人会議に惨敗してしまったのであった。この総選挙は、連邦党が連邦制の導入を訴えて戦った初めての選挙であったが、そのような連邦党の訴えは、スリランカ・タミル人有権者には十分にアピールしなかったのであった。その状況たるや、党首のチェルバナヤーカームでさえもがUNPの対立候補に敗れて議席を失ってしまうほどだったのである。

さて、以上から明らかになったことは、連邦党には、スリランカ・ムスリムやインド・タミル人からの十分な支持を得ることも、タミル人会議支持者のスリランカ・タミル人を自党に引きつけることもできなかったということである。

---

72) 連邦党の党勢拡大方針は、シンハラ人農村部に居住する学校教師や仏教僧等に支持基盤を求めていったスリランカ自由党(SLFP)に共通するところがあり、興味深い。連邦党によるタミル・ナショナリズムにしても、SLFPによるシンハラ・ナショナリズムにしても、第3回総選挙後にそれぞれのナショナリズムを支える人々は、このようにして獲得された農村部の支持者だからである。

73) Sivarajah, *Federal Party*, p. 12.

74) 第2回総選挙の結果については表3を参照。また、民族別にみた議席獲得数については表4を参照。

なお、1952年の総選挙は、インド・タミル人の選挙権が剥奪された後に実施された、最初の総選挙である。よって、インド・タミル人の選挙権の剥奪によって誰が得をしたのかという点について、注意しておかなければならない。1952年の総選挙でシンハラ人が獲得した議席数は、前回選挙の68から75に増加していた(7議席の増加)。他方、前回選挙でインド・タミル人が獲得した議席は7であったから、そのすべてがシンハラ人の議席になったとみることができる。選挙権剥奪の背景にあった事情とあわせて考えると、高地シンハラ人の狙い通りになったことが分かる。スリランカ国会におけるシンハラ人の議席占有率がこのようにして高まったことによって、多数派シンハラ人による「多数決の濫用」が、スリランカの「民主政治」で行われるようになる。同様の見解に、Bush, *op. cit.*, p.83。

表3 下院議員総選挙における政党別獲得議席数（1947年-1956年）

	UNP	SLFP	MEP	LSSP	CP	BLP	LP	FP	TC	CIC	無所属	計 <sup>a</sup>
第1回 総選挙 (1947.9)	42	—	—	10	3	5	1	—	7	6	21	95
第2回 総選挙 (1952.5)	54	9	—	9	4	—	1	2	4	—	12	95
第3回 総選挙 (1956.4)	8	—	49 <sup>b</sup>	14	3	—	0	10	1	—	10	95

出典：1947年と1952年の総選挙については、A. Jeyaratnam Wilson, *Politics in Sri Lanka 1947-1973* (London: Macmillan Press, 1977), p. 170. 1956年の総選挙については、James Manor, *The Expedient Utopian: Bandaranaike and Ceylon* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), p. 242, Table 7.2.

a) 選挙で選出される議席が95。その他に、首相の助言にもとづいて総督 (Governor General) が任命する指定議席が6ある。b) MEPとしての議席数 (内訳は、スリランカ自由党 [Sri Lankan Freedom Party] 37, 革命的平等社会党 [Viplavakari Lanka Sama Samaja Party] 5, 言語戦線 [Language Front] 2, 無所属5)。ただし、無所属で当選した議員のうち2名が選挙後にMEPに移籍したため、51人と表示している文献もある。

政党の略称と正式名称は以下の通り。UNP (United National Party), SLFP (Sri Lanka Freedom Party), MEP (Mahajana Eksath Peramuna), LSSP (Lanka Sama Samaja Pakshaya; Lanka Equal Social Party), CP (Communist Party), BLP (Bolshevist Leninist Party), LP (Labour Party), FP (Federal Party), TC (Tamil Congress), CIC (Ceylon Indian Congress; 1951年にCeylon Workers Congress [CWC]に改称)

つまり、この時点では、連邦党が重視していた「タミル語を話す人々の連帯」という理想は、まさしく絵に描いた餅に過ぎなかったということである。

### むすびにかえて—第3回総選挙とその後—

独立後のスリランカで生じた民族関係の変化を受けて、1949年12月に誕生した連邦党は、タミル人の独自性を全面に押し出し、多数派のシンハラ人が主役となるスリランカ政治からその独自性を守るために、連邦制度の導入を要求することになった。また、連邦党は、第1回全国党大会決議 (1951年) で掲げられた「タミル言語自治州の創設」という目標を実現するために、「タミル語を話す人々」の連帯から生まれ出る力に頼ろうとした。しかし連邦党は、第2回総選挙 (1952年) の時点では「タミル語を話す人々」の間に強い連帯を生み出

表4 下院議員総選挙における民族別獲得議席数（1947年 - 1956年）

	シンハラ人	スリランカ・タミル人	インド・タミル人	スリランカ・ムスリム	その他	計
第1回総選挙	68	13	7	6	1	95
第2回総選挙	75	13	0	6	1	95
第3回総選挙	75	12	0	7	1	95

出典：Ambalavanar Sivarajah, *Politics of Tamil Nationalism in Sri Lanka* (New Delhi: South Asian Publishers, 1996), p. 42, Table III.

すことには成功しておらず、シンハラ人との協力を重視するタミル人会議に惨敗したのであった。

このような状況に変化が生じるのは、連邦党が重視するタミル人の独自性のなかでも肝心要のものであった「タミル語」の地位が、「シンハラ・オンリー政策」によって脅かされるようになる第3回総選挙（1956年）においてのことである。以下、第3回総選挙以降の展開を簡単に紹介することにより、本稿を閉じることとしたい。

第3回総選挙は、シンハラ人の側ではスリランカ自由党率いる人民統一戦線（MEP）と統一国民党の双方が「シンハラ・オンリー主義」を掲げて相争い、タミル人の側では連邦党とタミル人会議の双方が「反シンハラ・オンリー主義」を掲げて相争うという、いわば同じ民族内における主導権争いが中心となる不可思議な構図の選挙であった<sup>75)</sup>。その結果は人民統一戦線の圧勝に終わったのであるが、それ以上に重要なのは、自民族からの支持獲得合戦が中心となった選挙戦を通じて、それ以降のスリランカ政治の在り方を大きく変えることとなるような深刻な変化が両民族にもたらされたことである。

シンハラ人側に生じた変化のなかで最も重要なものは、選挙戦を通じてシンハラ・オンリー主義に傾倒するシンハラ人が急増したことにより、シンハラ・ナショナリズムが尖鋭化する危険性が高まったということであった。他方で、タミル人側に生じた変化のなかで最も重要なものは、タミル人会議に勝利して

75) 第3回総選挙の結果については表3を参照。また、民族別にみた議席獲得数については表4を参照。



タミル人側の第1党の座についた連邦党が、タミル・ナショナリズムの牽引役としての地位を確立したことであった。そして、以上のような変化の結果、第3回総選挙以降のスリランカでは、シンハラ・ナショナリズムとタミル・ナショナリズムという2つのナショナリズムが正面からぶつかり合う時代へと変化していくことになるのである。

では、その対立のなかで、チェルバナヤーカム率いる連邦党とS・W・R・D・バンダーラナーヤカ率いる人民統一戦線は、何を考え、どのように行動していったのであろうか。それぞれのナショナリズムを支持していった人々は、それらにどのように反応していったのであろうか。両民族のナショナリズムが対立する具体的様相については、別稿で論じることとしたい。